

鎌倉市海岸下水道排水設備の設置及び使用に関する条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、海浜の環境衛生の改善及び海岸周辺地域の公衆衛生の向上を図るため、海岸下水道排水設備を設置し、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 海岸下水道排水設備 汚水を排除するため、市が別図に掲げる区域内に設置する排水設備をいう。

(海岸下水道排水設備の使用)

第3条 海岸下水道排水設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の承認をするときは、規則で定める管理上必要な条件を付するものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料)

第4条 市長は、使用者から海岸下水道排水設備の使用料（以下「使用料」という。）を徴収するものとする。

- 2 使用料の額は、海岸下水道排水設備の汚水桝に接続する排水管1口につき1日当たり4,500円とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、納付期日その他使用料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第5条 市長は、次の事由によるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために使用するとき。
- (2) その他公益上特に必要があると市長が認めたとき。

- (3) 使用者が災害等により使用料を納付することが困難であると認めるとき。
- 2 前項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、納付期日までに市長に申請しなければならない。

(監督処分)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の承認を取り消し、又は使用の中止若しくは制限その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反しているとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の承認を受けたとき。
 - (3) 第3条第2項に規定する条件に違反しているとき。
 - (4) 海岸下水道排水設備又は公共下水道を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 海岸下水道排水設備又は公共下水道の機能を阻害するおそれがあると認められるとき。
 - (6) 海岸下水道排水設備の管理上支障があると認められるとき。
 - (7) その他やむを得ない理由により特に必要があると認めるとき。
- 2 市長は、海岸下水道排水設備若しくは公共下水道に関する工事又は管理上若しくは公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定による処分又は命令をすることができる。
- 3 前2項の規定による処分又は命令によって使用者に損失を生じても、市はその責めを負わない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により第3条第1項の承認を受けた行為に起因して海岸下水道排水設備若しくは公共下水道を損傷し、又は当該損傷に伴い事故を生じさせる場合は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別図（第2条）

